

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>IV 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-7 災害時における金融に関する措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置</u></p> <p><u>大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び二次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。</u></p> <p>しかし、金融商品取引業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、<u>東海地震</u>への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① <u>東海地震の地震防災対策強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について</u></p> <p>イ. 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、証券会社等において、営業所又は事務所の窓口における業務を停止するよう要請する。</p>	<p>IV 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-7 災害における金融に関する措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</u></p> <p><u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</u></p> <p>ただし、金融商品取引業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、<u>南海トラフ地震</u>への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① <u>事前避難対象地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の巨大地震警戒発表時における対応について</u></p> <p>イ. 営業時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、証券会社等において、営業所又は事務所の窓口における業務を停止するとともに、<u>業務停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に<u>警戒宣言</u>が発せられた場合には、発災後の<u>証券会社等</u>の円滑な遂行の確保を期すため、証券会社等において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。</p> <p>二. その他</p> <p> a. <u>警戒宣言</u>が解除された場合には、証券会社等において、可及的速かに平常の業務を行うよう要請する。</p> <p> b. (略)</p> <p>② <u>当該強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応</u>について</p> <p> 証券会社等において、<u>地震防災対策強化地域内</u>の営業所又は事務所が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった<u>当該強化地域外</u>の営業所又は事務所については、平常どおり業務を行うよう要請する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に<u>巨大地震警戒</u>が発表された場合には、発災後の<u>金融商品取引業務</u>の円滑な遂行の確保を期すため、証券会社等において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。</p> <p>二. その他</p> <p> a. <u>巨大地震警戒に伴う避難指示の措置</u>が解除された場合には、証券会社等において、可及的速かに平常の業務を行うよう要請する。</p> <p> b. (略)</p> <p>② <u>事前避難対象地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の巨大地震警戒発表時における対応</u>について</p> <p> 証券会社等において、<u>事前避難対象地域内</u>の営業所又は事務所が業務停止の措置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった<u>事前避難対象地域外</u>の営業所又は事務所については、平常どおり業務を行うよう要請する。</p> <p>(3) (略)</p>